

資料編

- 山ノ内町総合計画策定の経過
- 山ノ内町総合計画審議会・諮問
- 山ノ内町総合計画審議会・答申
- 山ノ内町議会・附帯決議
- 山ノ内町総合計画審議会条例
- 山ノ内町総合計画審議会委員名簿
- 山ノ内町総合計画審議会 部会員名簿
- 山ノ内町まちづくりアンケート結果
- 用語解説

山ノ内町総合計画策定の経過

年月日	事項	主な内容等
令和元年 10 月 2 日	第 2 回 総合調整会議 幹事会	・第 6 次総合計画策定方針について ・まちづくりアンケートについて
令和元年 10 月 15 日	第 3 回 総合調整会議 幹事会	・第 6 次総合計画策定方針について ・まちづくりアンケートについて
令和元年 10 月 29 日	第 1 回 総合調整会議 本部会	・第 6 次総合計画策定方針について ・まちづくりアンケートについて
令和元年 11 月 7 日	第 1 回 総合計画審議会	・第 6 次総合計画 諮問 ・第 6 次総合計画策定方針について ・まちづくりアンケートについて
令和元年 11 月 15 日 ～ 12 月 13 日	まちづくりアンケート調査	・まちづくりアンケート調査実施 町内在住の満 16 歳以上の男女 1,000 人 回答率：82.8%
令和元年 11 月 18 日	第 2 回 総合計画審議会	・第 6 次総合計画策定方針について ・まちづくりアンケートについて
令和元年 12 月 16 日	第 1 回 庁内策定委員会 幹事会	・第 5 次後期基本計画の検証について
令和 2 年 2 月 12 日	第 2 回 庁内策定委員会 幹事会	・第 5 次後期基本計画の検証について ・第 6 次総合計画策定手順について ・まちづくりアンケート集計結果について
令和 2 年 2 月 17 日	第 1 回 庁内策定委員会 第 2 回 総合調整会議 本部会	・第 5 次後期基本計画の検証について ・第 6 次総合計画策定手順について ・まちづくりアンケート集計結果について
令和 2 年 2 月 25 日	第 3 回 総合計画審議会	・第 5 次後期基本計画の検証について ・第 6 次総合計画策定手順について ・まちづくりアンケート集計結果について
令和 2 年 4 月 24 日	第 3 回 庁内策定委員会 幹事会	・専門部会について ・第 5 次後期基本計画の検証について ・第 6 次総合計画基本構想「施策の大綱」について
令和 2 年 5 月 12 日	第 4 回 庁内策定委員会 幹事会	・第 6 次総合計画基本構想骨子(案)について
令和 2 年 5 月 26 日	第 5 回 庁内策定委員会 幹事会	・第 6 次総合計画基本構想骨子(案)について
令和 2 年 6 月 1 日	第 2 回 庁内策定委員会 第 1 回 総合調整会議 本部会	・第 5 次後期基本計画の検証について ・第 6 次総合計画基本構想骨子(案)について
令和 2 年 6 月 11 日	第 4 回 総合計画審議会	・第 5 次後期基本計画の検証について ・第 6 次総合計画基本構想骨子(案)について ・専門部会の設置について
令和 2 年 6 月 17 日	令和 2 年 6 月議会 議会全員協議会	・第 6 次総合計画基本構想骨子(案)について
令和 2 年 6 月 30 日	第 6 回 庁内策定委員会 幹事会	・第 6 次総合計画基本計画の作成について ・第 6 次総合計画重点項目の事業提案について

年月日	事項	主な内容等
令和2年7月14日 ～8月18日	保育園保護者懇談会	・現在通園している園児の保護者もしくは通園を予定している保護者を対象 参加者総数 181名 〈町内5保育園〉 7/14 かえで 7/21 すがかわ 7/22 ほなみ 8/12 志賀高原 8/18 よませ
令和2年7月29日 ～8月6日	地区懇談会	〈町内5地区〉 7/29 東部(下) 7/30 西部 8/4 南部 8/5 北部 8/6 東部(上)
令和2年9月16日	第7回 庁内策定委員会 幹事会	・第6次総合計画基本計画骨子(案)について ・庁内専門部会の開催について
令和2年9月16日 ～10月2日	庁内策定委員会 専門部会	・第6次総合計画基本計画骨子(案)について ・第6次総合計画 重点項目について ・懇談会意見の検討について
令和2年10月5日	第3回 庁内策定委員会 第2回 総合調整会議 本部会	・第6次総合計画基本計画骨子(案)について
令和2年10月12日 ～10月15日	庁内・審議会合同専門部会	・第6次総合計画基本計画骨子(案)について
令和2年10月15日 ～10月19日	産業別若者懇談会	10/15 商工業 10/16 農業 10/19 観光業
令和2年10月16日	第8回 庁内策定委員会 幹事会	・第6次総合計画(素案)について
令和2年10月22日	第9回 庁内策定委員会 幹事会	・第6次総合計画(素案)について
令和2年10月23日 ～11月12日	パブリックコメント	・意見なし
令和2年10月26日	第4回 庁内策定委員会 第3回 総合調整会議 本部会	・第6次総合計画(素案)について
令和2年11月9日	第5回 総合計画審議会	・第6次総合計画(素案)について
令和2年11月16日	第6回 総合計画審議会	・第6次総合計画(案)について
令和2年11月19日		・第6次総合計画(基本構想・前期基本計画) 答申
令和2年12月15日	第6回 山ノ内町議会定例会	・第6次総合計画(基本構想・前期基本計画) 議決

元山総第 326 号
令和元年 11 月 7 日

山ノ内町総合計画審議会
委員長 畔上善治 様

山ノ内町長 竹節義孝

第 6 次山ノ内町総合計画について（諮問）

第 6 次山ノ内町総合計画（令和 3 年度～令和 12 年度）を策定するにあたり、山ノ内町総合計画審議会条例（昭和 54 年山ノ内町条例第 24 号）第 2 条の規定により、基本構想及び前期基本計画について、貴審議会の意見を求めます。

令和2年11月19日

山ノ内町長 竹 節 義 孝 様

山ノ内町総合計画審議会
委員長 畔 上 善 治

第6次山ノ内町総合計画について（答申）

令和元年11月7日付け元山総第326号で諮問のありました、第6次山ノ内町総合計画について、本審議会で慎重審議を重ねた結果、別冊のとおり答申します。

なお、本計画に位置付けられている各施策の推進にあたっては、本審議会の審議経過及びまちづくりアンケートや懇談会で寄せられた意見を尊重するとともに、下記の事項に配慮されたい。

記

- 1 財政状況や社会情勢の変化などを総合的に勘案し、事業の効率化に努めるとともに、計画的かつ効果的な施策の執行を図られたい。
- 2 本計画の趣旨や内容、各事業等の情報をわかりやすく町民に周知するとともに、各計画や進捗状況等を公表し、広く町民の理解と協力が得られるよう努められたい。
- 3 本町の人口減少・少子高齢化を喫緊の課題としてとらえ、重点施策として挙げた施策に関しては、創意工夫や新たな視点を常に検討するとともに、万全を期して取り組むよう努められたい。

議案第66号に対する付帯決議

「議案第66号 第6次山ノ内町総合計画基本構想・前期基本計画の策定について」は、2部会で構成する特別委員会を設置し慎重に審査した。その審査過程においては様々な課題も明らかになった。

第5次総合計画基本構想（平成23～令和2年度）の初年度には東日本大震災やそれに起因する福島第一原発の過酷事故、そして最終年度においては未曾有の経済危機を作り出している新型コロナウイルス感染症の発生と歴史的な大きな出来事に挟まれた計画期間となった。この間、人口減少が進むなか喫緊の課題とされた東京一極集中の状況は是正されず今に至っている。地方における、さらなる人口減少は地域経済の縮小や担い手不足のほか、地域での生活に不可欠な生活サービスの維持・確保が困難になる状況も生まれている。このような困難な状況に対応するためには、より大胆な発想と迅速な取り組みが求められている。加えて感染症においてはワクチンの開発など明るい兆しは見えるものの、現時点では収束の見通しは立っていない。コロナ後を見据え、新しい生活様式に対応した社会活動やこれまで是としてきたグローバル経済の修正が議論され始めている。まさにこれまでの施策の延長ではなく、人と自然が調和する持続可能なまちづくりに向けての新たな視点が求められている。

第6次山ノ内町総合計画基本構想・前期基本計画は町の課題解決に向けた新たな指針であり、町民一丸となって実現を目指し努力することが重要であると考えている。その上で次の事項について積極的な対応を強く要望する。

記

- 将来人口目標値の達成に向け、危機感を持って婚活支援をはじめ多様な施策を、各課横断的に取り組むこと。
- 人口減少対策として、移住・定住を推進し、効果を上げること。
- 危機管理に対しては、的確かつ迅速に対応し、町民の安全・安心につなげること。
- 観光客増をはかるため、受け入れ態勢と基盤整備を積極的にすすめること。
- 基幹産業などの持続・発展につなげるため、担い手の育成・確保を推進すること。
- 「空家等対策計画」に基づいて、空き家の積極的な利活用や除却をすすめること。
- 子どもの権利保障の視点に配慮した教育行政をさらにすすめること。
- 0歳から中学校を卒業するまで、一貫した子育て理念を持って支援につとめること。
- 地球環境を守るため、再生可能エネルギーの導入や省エネに取り組むこと。
- 施策の進捗状況については、年次ごとに報告すること。

上記決議する。

令和2年12月15日

山ノ内町議会

山ノ内町総合計画審議会条例

山ノ内町総合計画審議会条例

昭和54年10月1日
条例第24号

改正 平成17年3月29日条例第2号 平成19年6月29日条例第15号
平成21年3月23日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、山ノ内町の総合計画審議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び目的)

第2条 山ノ内町長の諮問に応じ、山ノ内町総合計画の策定に関し、必要な調査及び審議を行なうため、山ノ内町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員50名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 議会議員 6名以内
- (2) 区長会 16名以内
- (3) 民生委員 4名以内
- (4) 農業委員会委員 2名以内
- (5) 教育委員会の委員 1名
- (6) 学識経験者 5名以内
- (7) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 4 委員長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、団体の役職員についてはその役職の任期中とする。

2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 審議会は委員定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、委員長の指名する者をもってあてる。
- 3 部会に属する委員は、委員長が指名する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日条例第2号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月29日条例第15号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月23日条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

山ノ内町総合計画審議会 委員名簿

順不同・敬称略

委員長	畔上 善治	町長推薦	
副委員長	小坂 保夫	山ノ内町区長会 会長（横倉区長）	～令和2年3月
副委員長	養田 功	山ノ内町区長会 会長（菅区長）	令和2年4月～
	望月 貞明	山ノ内町議会 総務産業常任委員会 委員長	
	高山 祐一	山ノ内町議会 社会文教常任委員会 委員長	
	渡辺 正男	山ノ内町議会 広報常任委員会 委員長	
	三木 良久	山ノ内町区長会 副会長（湯田中区長）	～令和2年3月
	竹節 行則	山ノ内町区長会 副会長（穂波温泉区長）	～令和2年3月
	吉池 寿幸	山ノ内町区長会 副会長（須賀川区長）	～令和2年3月
	小田 孝志	山ノ内町区長会 副会長（上条区長）	令和2年4月～
	畔上 時雄	山ノ内町区長会 副会長（宇木区長）	令和2年4月～
	萬年 義久	山ノ内町区長会 副会長（須賀川区長）	令和2年4月～
	望月 千弘	山ノ内町民生児童委員協議会 民生児童委員	～令和2年3月
	矢野 和枝	山ノ内町民生児童委員協議会 民生児童委員	令和2年4月～
	宮崎 眞太郎	山ノ内町農業委員会 会長代理	
	堀米 ひろみ	山ノ内町教育委員会 教育長職務代理	
	金子 博之	山ノ内町観光連盟 会長	
	小根澤 祐子	山ノ内町観光連盟 会員	
	宮崎 憲一郎	山ノ内町観光連盟 会員	
	田中 篤	山ノ内町商工会 会長	
	青木 好枝	山ノ内町商工会 女性部長	
	小林 幸正	山ノ内町商工会 青年部長	
	柳沢 和久	山ノ内町消防団 団長	～令和2年3月
	山本 明彦	山ノ内町消防団 団長	令和2年4月～
	北沢 啓子	山ノ内町保健補導員会 副会長	
	海野 善弘	山ノ内町校長会 会長	
	富岡 重雄	山ノ内町体育協会 理事長	
	今井 良幸	山ノ内町金融団 代表	～令和2年3月
	川端 敦志	山ノ内町金融団 代表	令和2年2月～3月
	北澤 幸浩	山ノ内町金融団 代表	令和2年4月～

	徳竹 栄一	ながの農業協同組合 地区担当理事	
	池田 元子	ながの農業協同組合 志賀高原女性部地区部長	
	滝沢 強志	ながの農業協同組合 志賀高原青年部長	～令和2年3月
	畔上 健吾	ながの農業協同組合 志賀高原青年部長	令和2年4月～
	竹節 みどり	女将の会「ゆのか」 会長	～令和2年3月
	児玉 布佐子	女将の会「ゆのか」 会長	令和2年4月～
	下田 久子	食生活改善推進協議会 会長	
	山本 光俊	志賀高原観光協会 会長	
	山本 進	志賀高原旅館組合 組合長	
	竹節 稔	湯田中渋温泉郷旅館組合長会 会長	
	徳竹 栄子	北志賀高原観光協会 会長	
	佐々木正明	山ノ内町社会福祉協議会 会長	
	竹節 喜栄	一般財団法人 和合会 理事長	
	山本 政宏	一般財団法人 共益会 理事長	
	佐藤 正樹	北信州森林組合 理事	～令和2年3月
	小嶋 秀治	北信州森林組合 理事	令和2年4月～
	平原 富雄	山ノ内町南部協議会 会長	～令和2年3月
	田中 文二	山ノ内町南部協議会 会長	令和2年4月～
	柳沢 正義	山ノ内町西部協議会 会長	～令和2年3月
	徳竹 達行	山ノ内町西部協議会 会長	令和2年4月～
	青木 昌美	夜間瀬かんがい排水事業組合 理事長	
	原 隆文	山ノ内町中央公民館 館長	
	春原 哲男	山ノ内町職員労働組合 執行委員長	～令和2年10月
	下田 裕一	山ノ内町職員労働組合 執行委員長	令和2年11月～
	野口 暢子	町長推薦（長野県立大学）	
	竹節 和久	町長推薦（株式会社 長野放送 前専務取締役）	
	黒岩 俊之	町長推薦（町顧問弁護士）	

山ノ内町総合計画審議会 部会員名簿

【産業・交流・移住定住部会】

部会長	小嶋 秀治	北信州森林組合 理事	
副部会長	田中 篤	山ノ内町商工会 会長	
	宮崎 眞太郎	山ノ内町農業委員会 会長代理	
	金子 博之	山ノ内町観光連盟 会長	
	徳竹 栄一	ながの農業協同組合 地区担当理事	
	兒玉 布佐子	女将の会「ゆのか」 会長	
	山本 光俊	志賀高原観光協会 会長	
	山本 進	志賀高原旅館組合 組合長	
	竹節 稔	湯田中渋温泉郷旅館組合長会 会長	
	徳竹 栄子	北志賀高原観光協会 会長	
	青木 昌美	夜間瀬かんがい排水事業組合 理事長	

【保健・医療・福祉部会】

部会長	佐々木 正明	山ノ内町社会福祉協議会 会長	
副部会長	畔上 時雄	山ノ内町区長会 副会長	宇木区長
	高山 祐一	山ノ内町議会 社会文教常任委員会 委員長	
	矢野 和技	山ノ内町民生児童委員協議会 民生児童委員	
	小根澤 祐子	山ノ内町観光連盟 会員	
	北沢 啓子	山ノ内町保健補導員会 副会長	
	下田 久子	食生活改善推進協議会 会長	
	畔上 善治	町長推薦	

【教育・文化・スポーツ部会】

部会長	原 隆文	山ノ内町中央公民館 館長	
副部会長	堀米 ひろみ	山ノ内町教育委員会 教育長職務代理	
	萬年 義久	山ノ内町区長会 副会長	須賀川区長
	小林 幸正	山ノ内町商工会 青年部長	
	畔上 健吾	ながの農業協同組合 志賀高原青年部長	
	海野 善弘	山ノ内町校長会 会長	山ノ内中学校長
	富岡 重雄	山ノ内町体育協会 理事長	
	野口 暢子	長野県立大学	

【都市基盤・環境・防災部会】

部会長	小田 孝志	山ノ内町区長会 副会長	上条区長
副部会長	宮崎 憲一郎	山ノ内町観光連盟 会員	
	望月 貞明	山ノ内町議会 総務産業常任委員会 委員長	
	山本 明彦	山ノ内町消防団 団長	
	竹節 喜栄	一般財団法人 和合会 理事長	
	山本 政宏	一般財団法人 共益会 理事長	
	田中 文二	山ノ内町南部協議会 会長	
	徳竹 達行	山ノ内町西部協議会 会長	

【協働・行財政・人権部会】

部会長	養田 功	山ノ内町区長会 会長	菅区長
副部会長	竹節 和久	(株)長野放送 前専務取締役	
	渡辺 正男	山ノ内町議会 広報常任委員会 委員長	
	青木 好技	山ノ内町商工会 女性部長	
	北澤 幸浩	山ノ内町金融団 代表	JA ながの 志賀高原支所長
	池田 元子	ながの農業協同組合 志賀高原女性部地区部長	
	春原 哲男	山ノ内町職員労働組合 執行委員長	～令和2年10月
	下田 裕一	山ノ内町職員労働組合 執行委員長	令和2年11月～
	黒岩 俊之	町顧問弁護士	

山ノ内町まちづくりアンケート結果

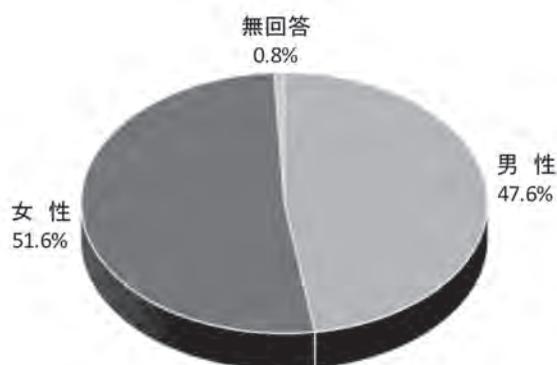
1. 調査の概要

- 調査目的 山ノ内町のあるべき将来像を定め、魅力あるまちづくりの実践にあたって、町民の日常生活の状況や町（行政）に対する要望等を尋ね、第6次総合計画の新たなまちづくりの方向性を検討するための資料とするため、本アンケート調査を実施しました。
- 調査対象 山ノ内町内に在住する16歳以上の男女1,000人
- 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- 実施時期 令和元年11月15日～12月13日
- 配布回収方法 町統計調査委員による配布回収
- 調査実施主体 山ノ内町総務課
- 配布調査票数 1,000票
- 有効回収票数 828票（有効回収率82.8%）

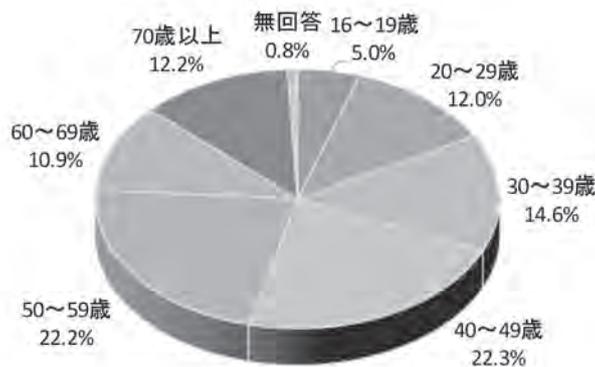
2. 集計結果と分析

(1) 回答者の属性(問1～5)

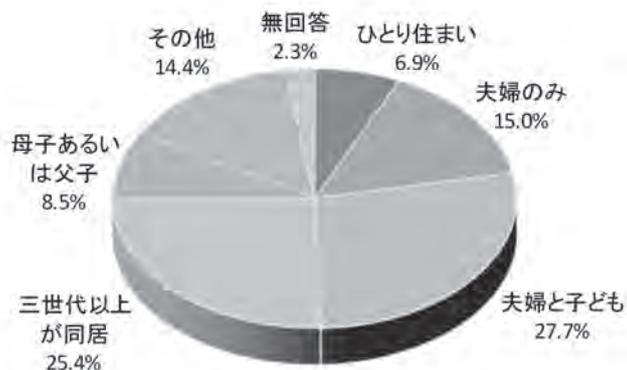
【問1】性別（回答者数＝828）



【問2】年齢（回答者数＝828）



【問3】世帯構成（回答者数＝828）



【問4】居住地区（回答者数＝828）

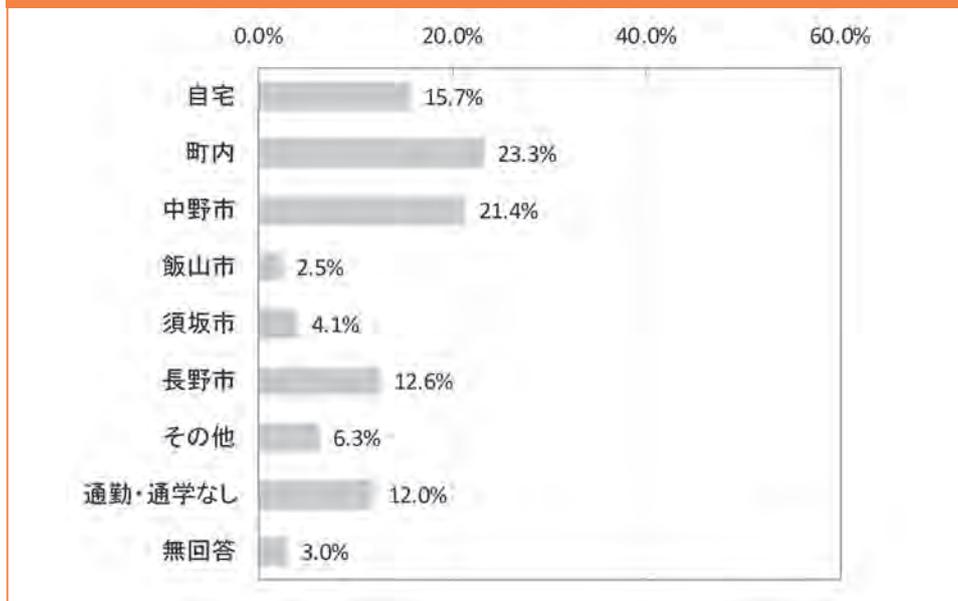


【問5】職業（回答者数＝828）

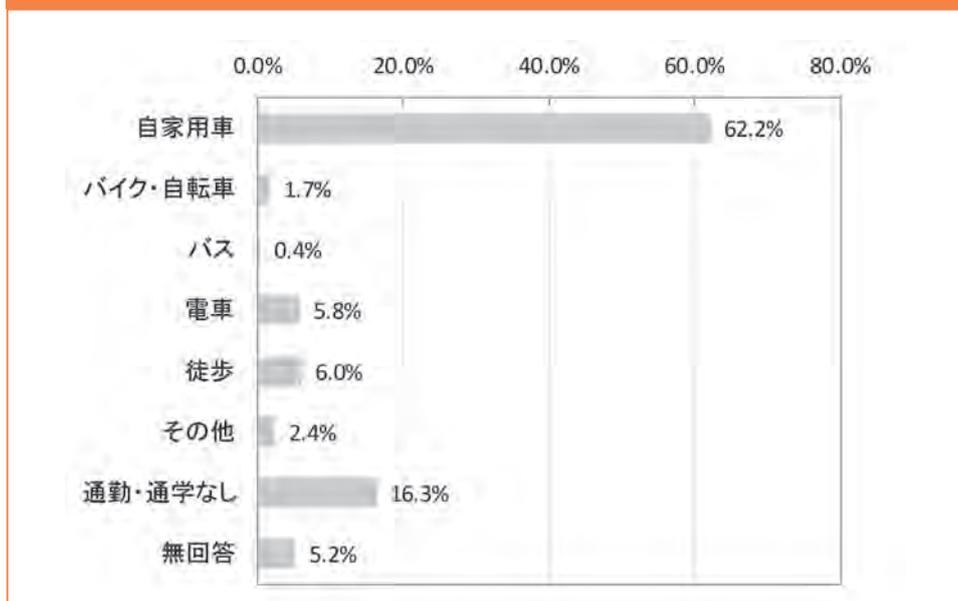


(2) 日常の生活について(問6～9)

【問6】勤務地・通学地（複数回答）（回答者数＝828）

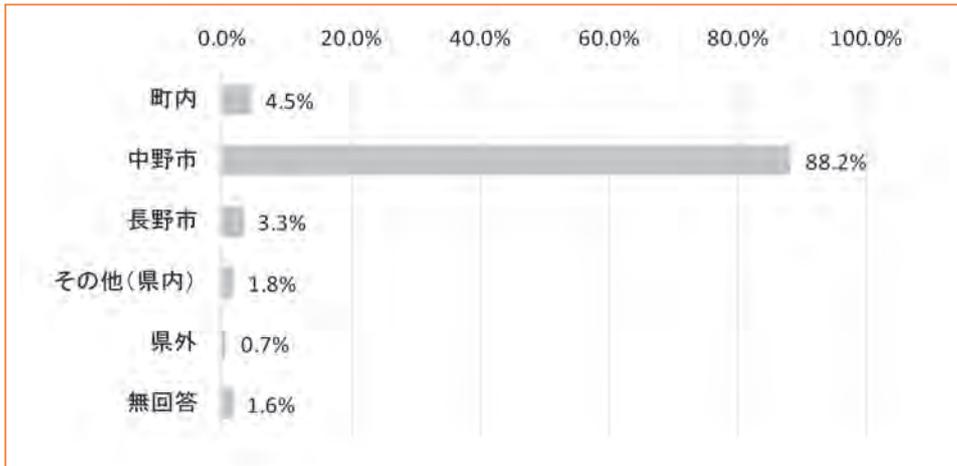


【問7】勤務・通学の交通手段（1つ回答）（回答者数＝828）

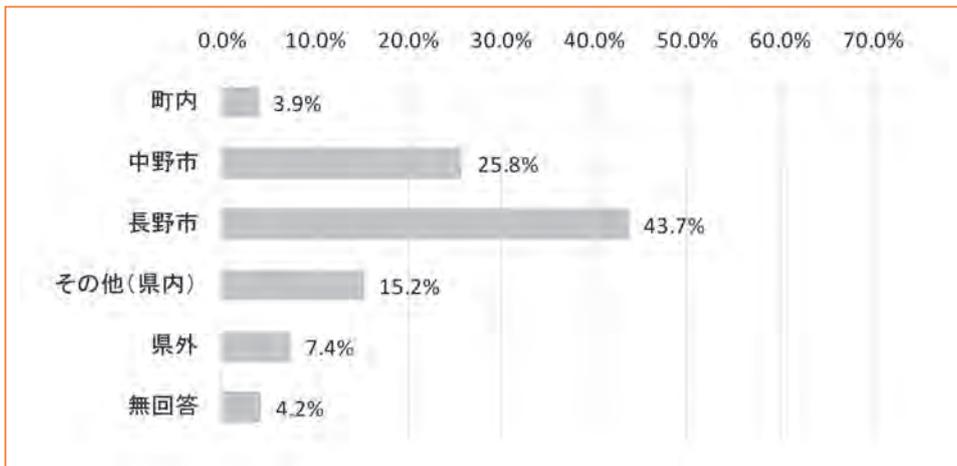


【問8】生活行動圏（1つずつ回答）（回答者数＝828）

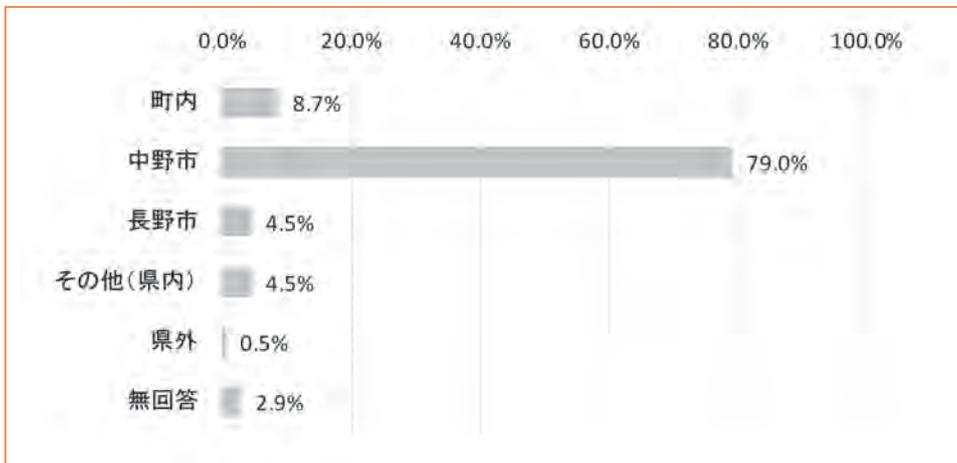
◆買い物先



◆休日・遊び

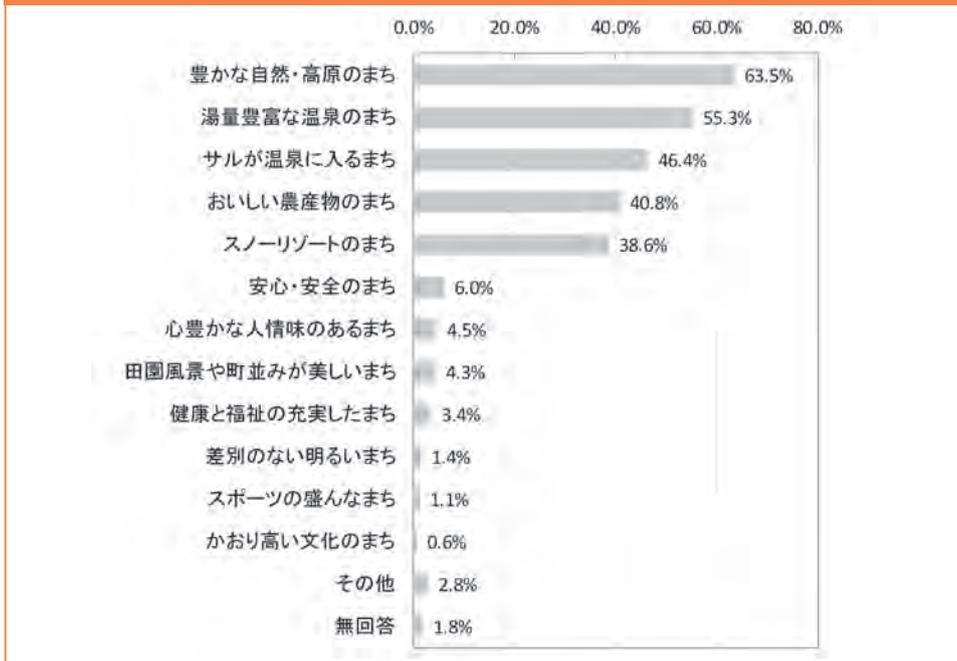


◆通院先



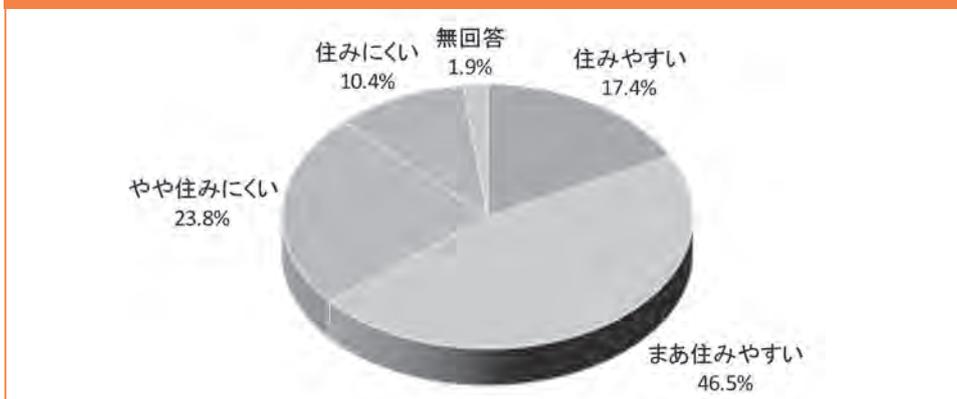
【問9】山ノ内町のイメージ、誇れるもの（3つまで回答）

（回答者数 = 828）

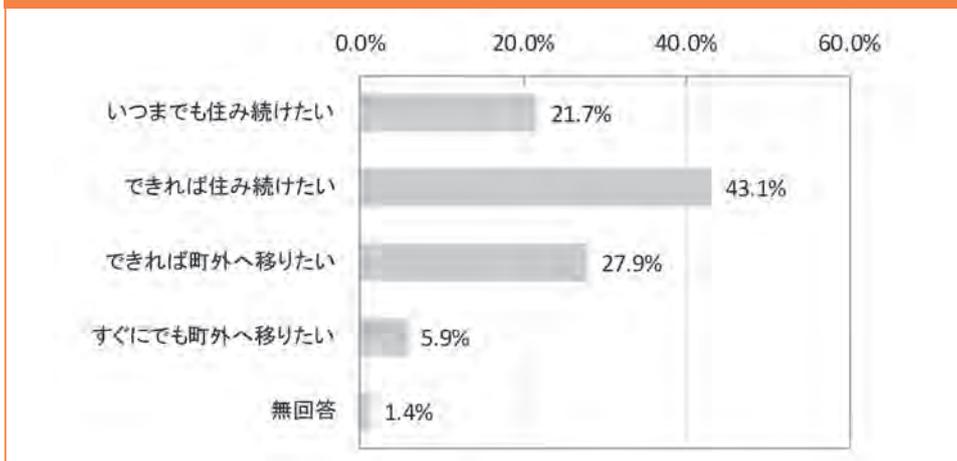


(3) 山ノ内町の住みやすさや生活環境などについて（問10～11）

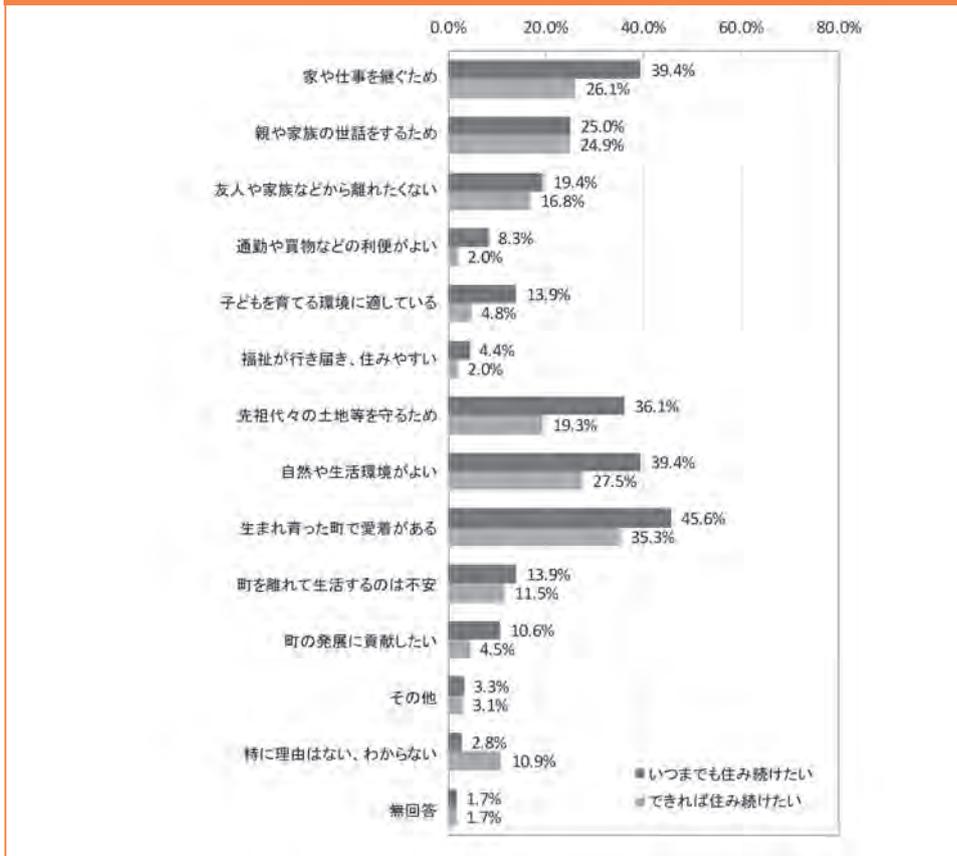
【問10】住みやすさ（回答者数 = 828）



【問11】定住意向（回答者数 = 828）

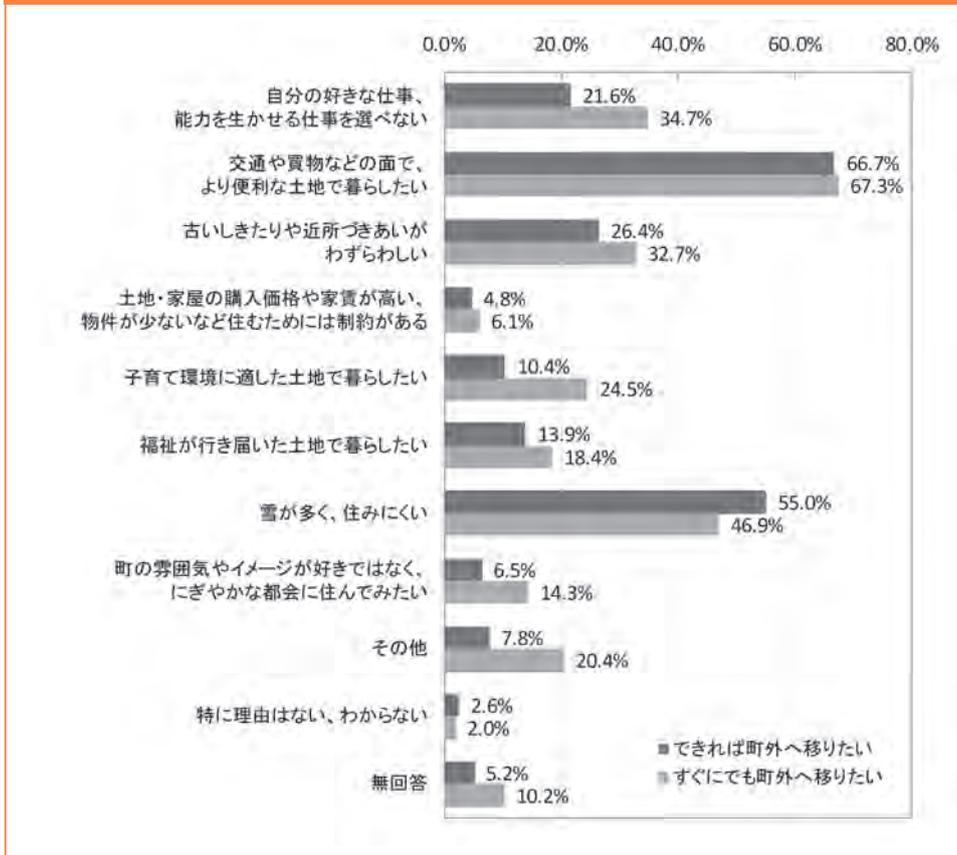


【問 1 1-①】住み続けたい理由（いくつでも回答）
 （いつまでも住み続けたい 回答者数 = 180）（できれば 回答者数 = 357）



資料編

【問 1 1-②】移りたい理由（いくつでも回答）
 （できれば移りたい 回答者数 = 231）（すぐにでも 回答者数 = 49）



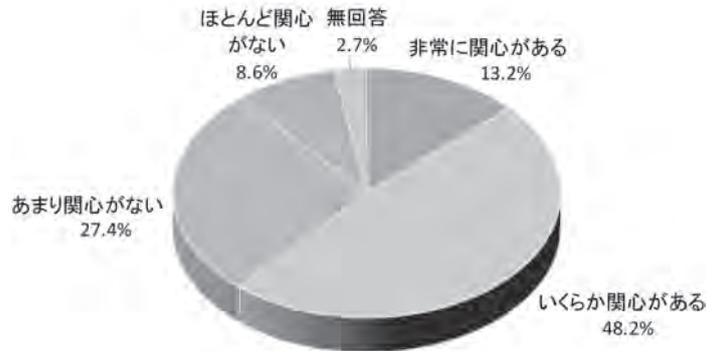
(4) 山ノ内町の現状と今後の取り組みについて

【問12】社会環境評価 (回答者数 = 828)

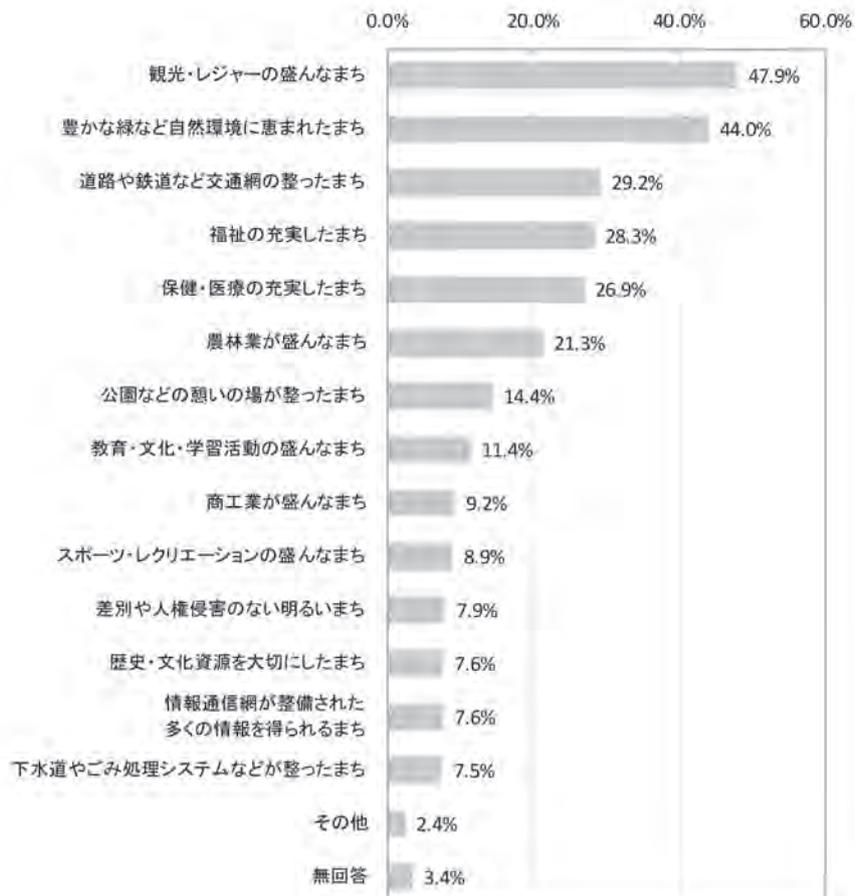


(5) 今後のまちづくりについて (問 13～19)

【問 13】まちづくりに対する関心 (回答者数 = 828)



【問 14】望ましいまちの将来像 (3つまで回答) (回答者数 = 828)

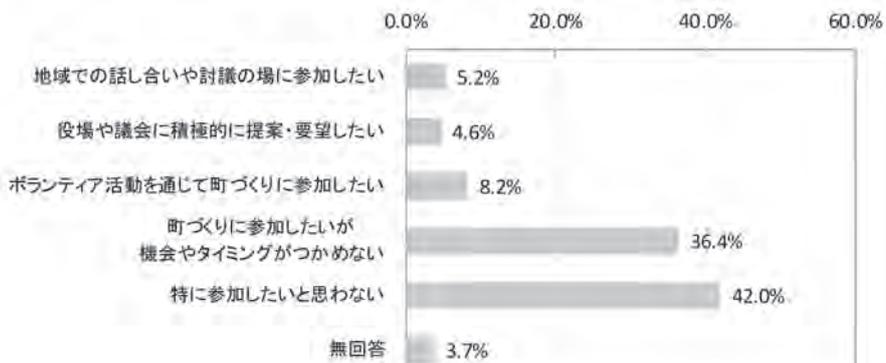


【問 15】将来像実現のために必要な取り組み（3つまで回答）

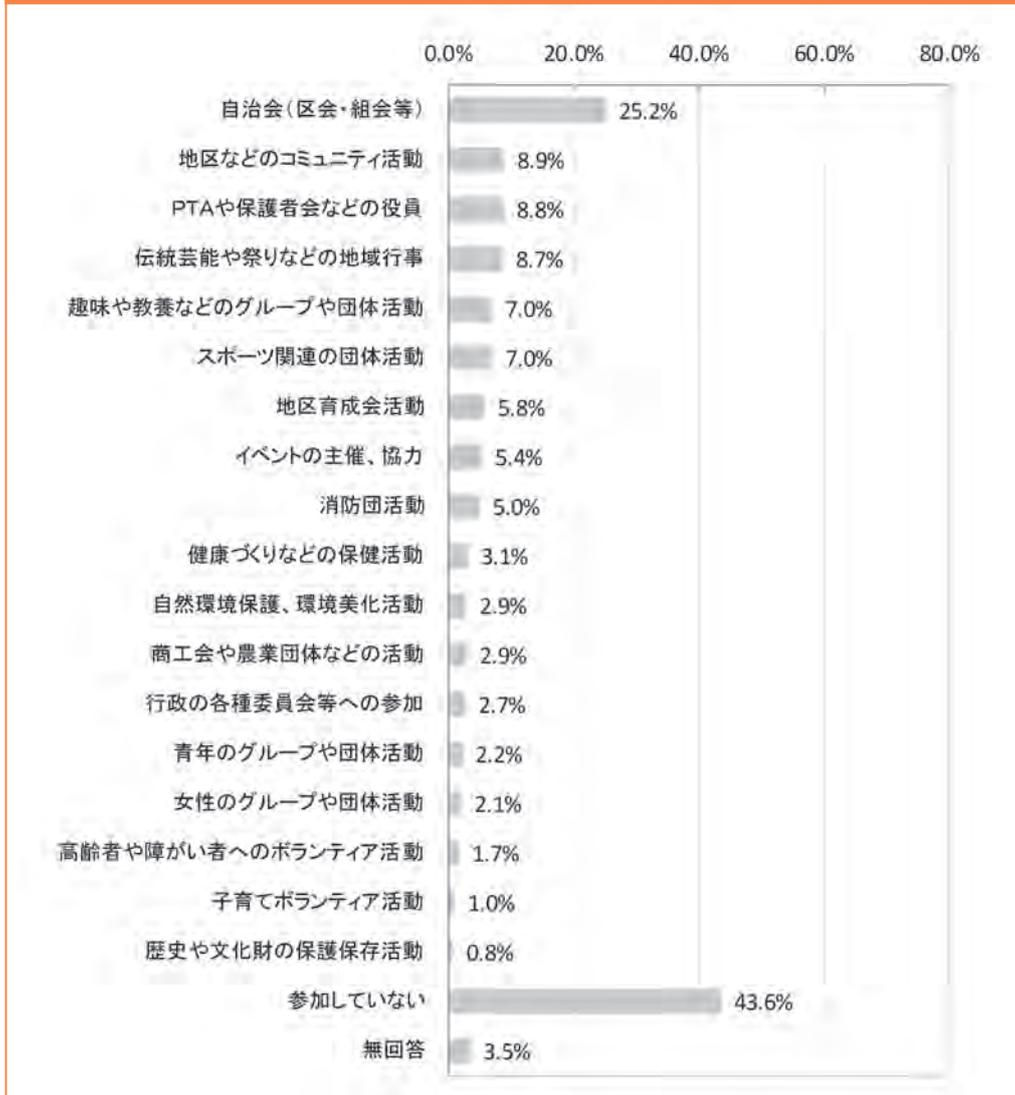
（回答者数 = 828）



【問 16】まちづくりへの参加について（回答者数 = 828）

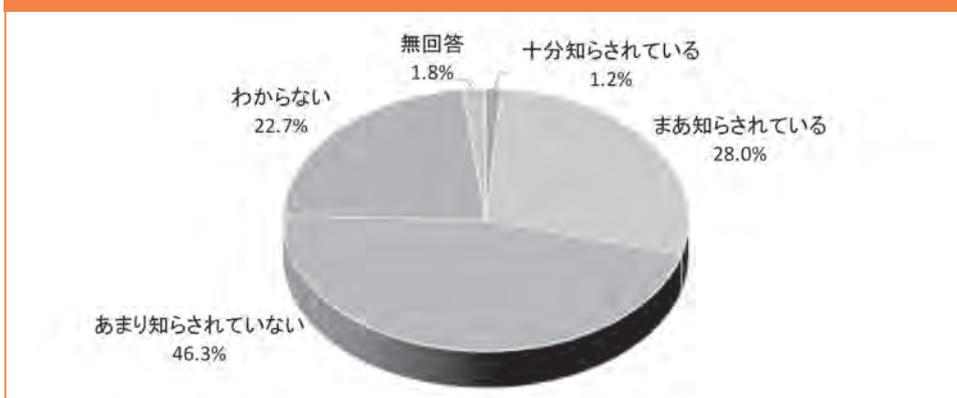


【問 17】参加しているまちづくり活動の参加形態について（いくつでも回答）
（回答者数 = 828）



資料編

【問 18】まちの仕事内容、計画などの周知について（回答者数 = 828）

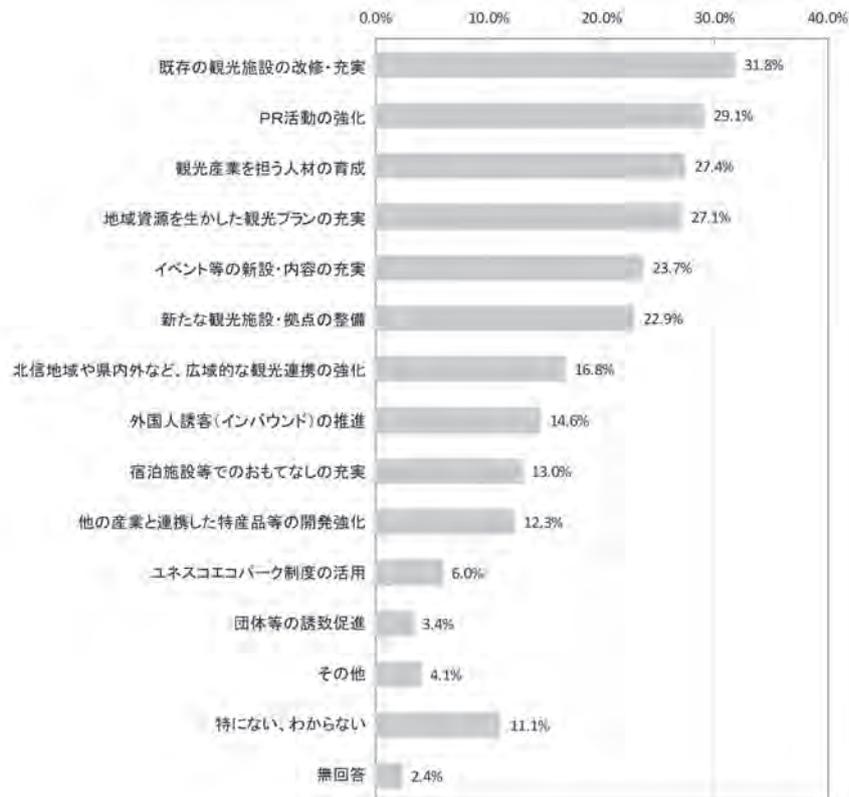


【問19】 町政への住民参加の具体的な方法について（2つまで回答）
（回答者数 = 828）



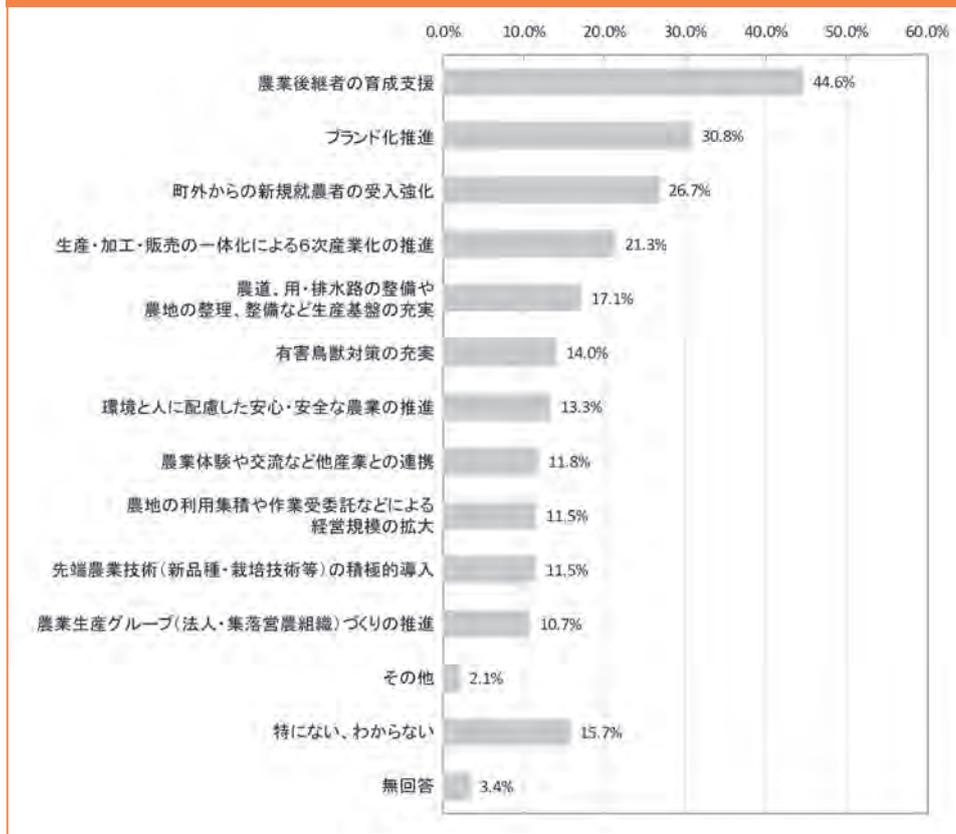
(6) 産業の活性化について (問20～21)

【問20】 観光振興のための今後の重点事項（3つまで回答）
（回答者数 = 828）



【問 2 1】農業振興のための今後の重点事項（3つまで回答）

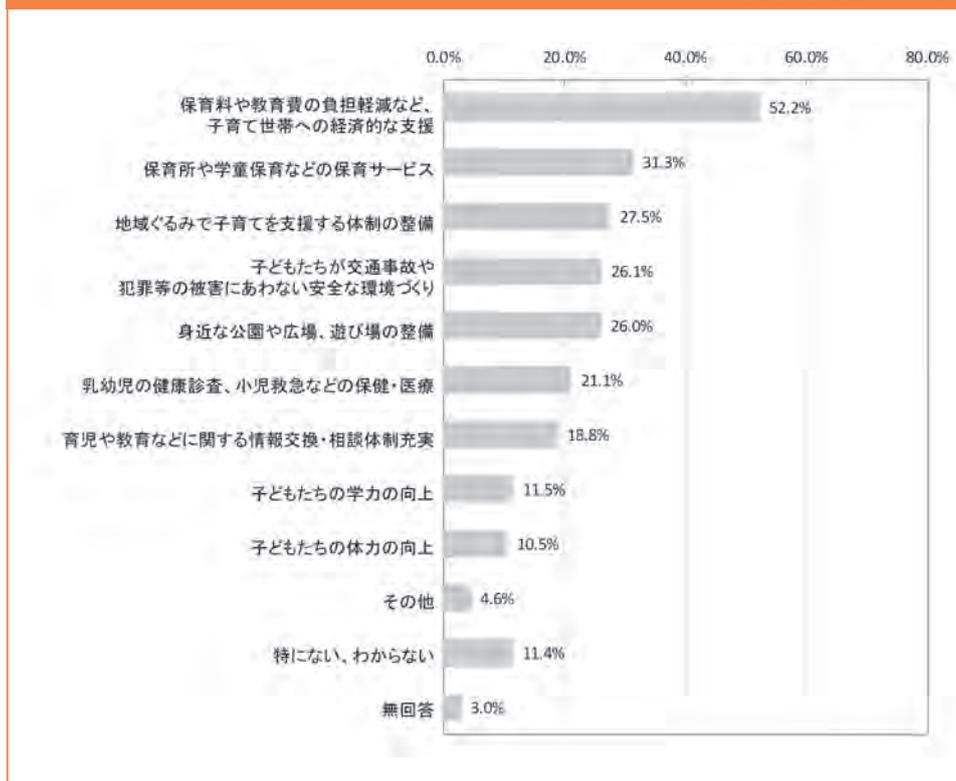
（回答者数 = 828）



(7) 子育てや教育について（問 22）

【問 2 2】子育てや教育についての今後の重点事項（3つまで回答）

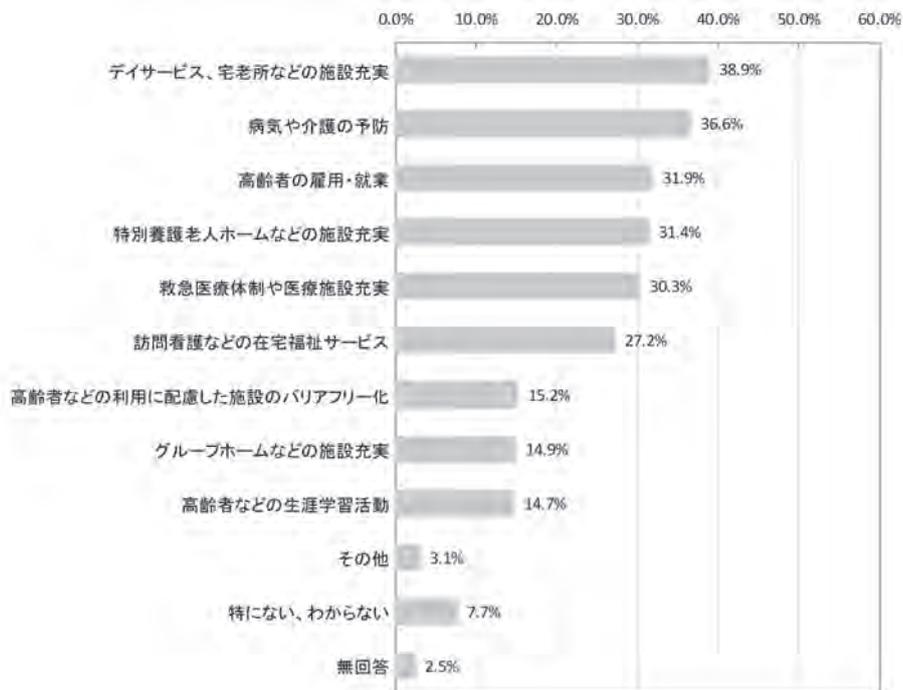
（回答者数 = 828）



(8) 福祉について (問 23)

【問 2 3】福祉についての今後の重点事項 (3つまで回答)

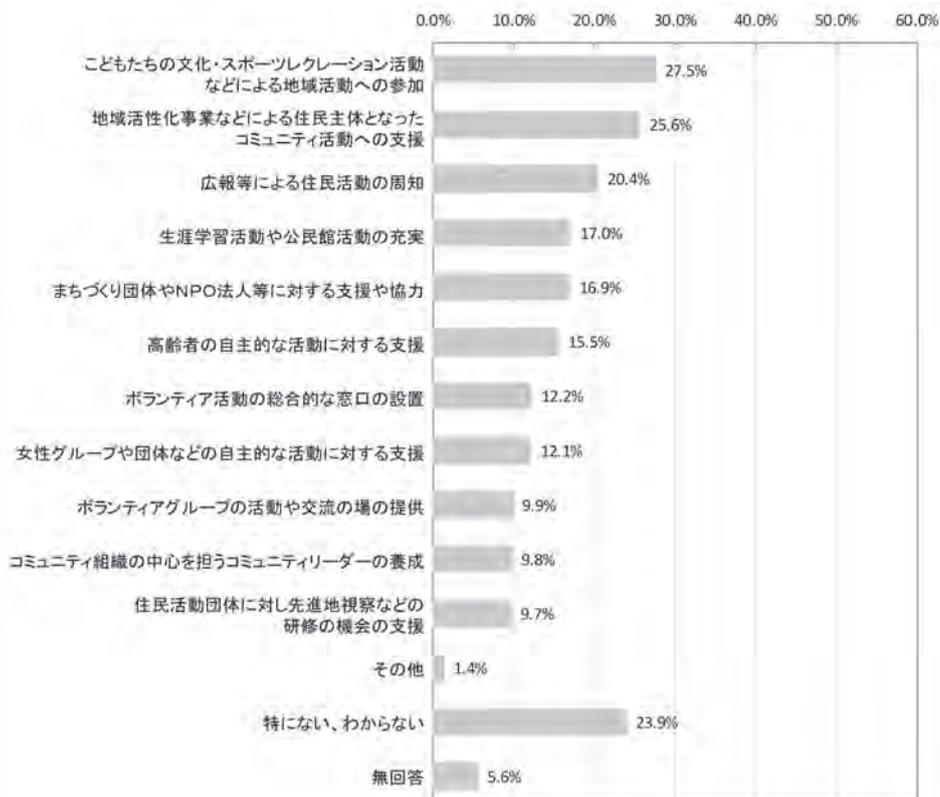
(回答者数 = 828)



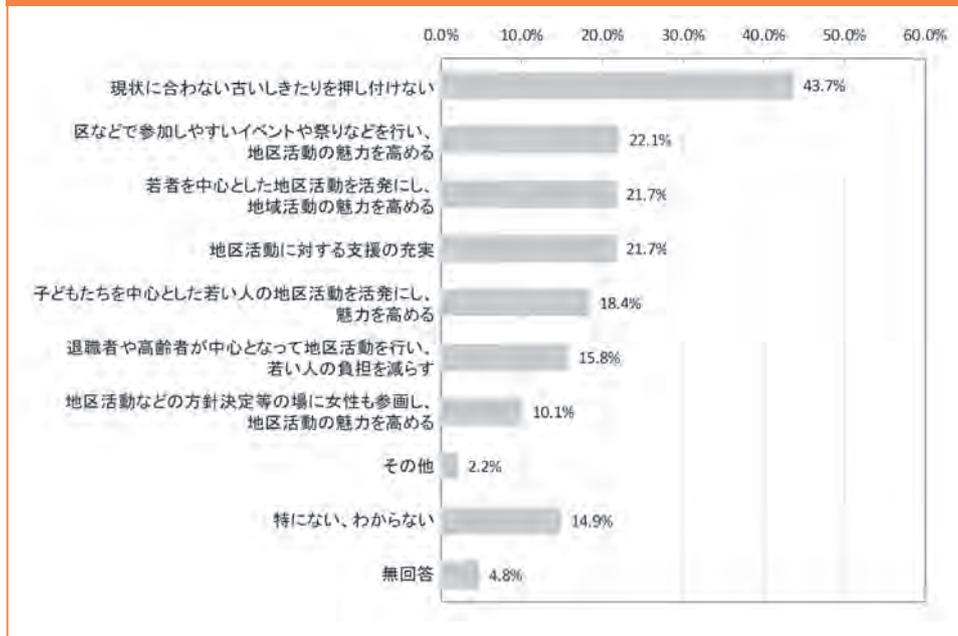
(9) 住民活動、地域活動の活性化について (問 24 ~ 25)

【問 2 4】住民活動を活発にする方法について (3つまで回答)

(回答者数 = 828)



【問25】地域・地区活動の活性化する方法について（2つまで回答）
（回答者数 = 828）

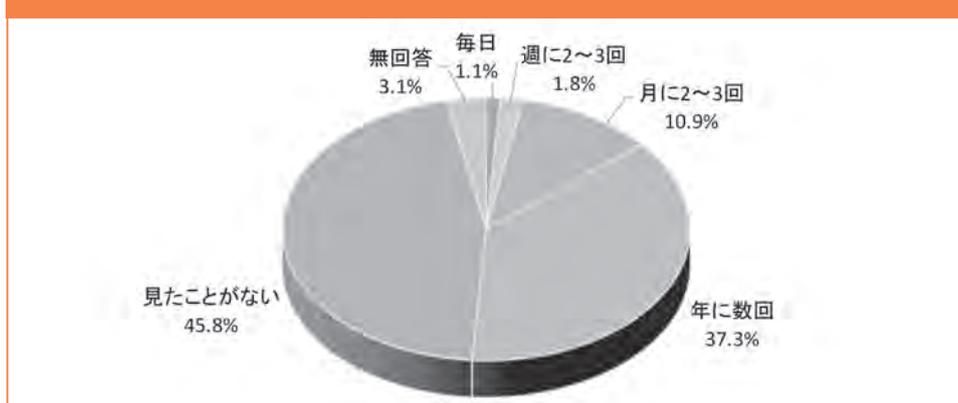


（10）町の情報化について（問26～28）

【問26】町からの情報の入手方法について（いくつでも回答）
（回答者数 = 828）



【問27】町ホームページの閲覧状況について（回答者数 = 828）



【問28】町の不足している情報について（3つまで回答）

（回答者数＝828）



A～Z

■ ABMORIプロジェクト

歌舞伎役者の市川海老蔵氏の提案により、「いのちを守る森」づくりとして2014年から始まった志賀高原での植樹活動。植樹活動にとどまらず、ドングリの播種・育苗・生育観察を含めた森林再生プロジェクトのこと。

■ AI (Artificial Intelligence)

人工知能と訳される。人間の知能のもつ機能を備えたコンピュータシステムのこと。

■ ESD (Education for Sustainable Development)

持続可能な開発のための教育と訳される。持続可能な開発を実現するために発想し行動できる人材を育成する教育のこと。

■ ICT

(Information and Communication Technology)

情報通信技術のこと。

■ IoT (Internet of Things)

自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すこと。

■ SDGs (持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」社会の実現を目指すもの。

■ SNS (Social Networking Service)

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイトのこと。

■ Society 5.0

内閣府が提唱している未来社会のコンセプトのこと。革新技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と同時に、様々な社会課題の解決を図り、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を享受できる未来社会のこと。

■ UIJターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻ることに。Iターンは大都市圏出身者が地方へ移住すること。Jターンは出身地の近くの地方都市に移住すること。

■ Wi-Fi

無線LANの規格の一つで、電子機器を無線でネットワークに接続する技術のこと。

あ行

■ アウトソーシング

業務を外部組織・機関に委託すること。

■ 空き家バンク

空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したい方につなぐ制度のこと。

■ 新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症が長期間にわたって拡大することを防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、持続させる生活様式のこと。

■ アダプトシステム

自治体と住民がお互いの役割分担について協定を結び、継続的に管理や美化活動を進める制度のこと。

■ 移行地域

ユネスコエコパークの地域区分の一つ。人々が居住し生活を営んでおり、自然環境の保全と調和した持続可能な地域社会の発展のためのモデルとなる取組が行われている地域のこと。

■ インバウンド

外国人が日本を訪れる旅行のこと。

■ エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指すツーリズムのこと。

■ エンパワーメント

自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつこと。

■ 温室効果ガス

太陽からのエネルギーで暖められた地表面が発する赤外線を吸収・再放出することにより温室効果をもたらす気体のこと。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類などがある。

か行

■ 核心地域

ユネスコエコパークの地域区分の一つ。多くの貴重な動植物が生育しており、法的にも厳しく保護され、長期的に保全されている地域のこと。

■ 関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

■緩衝地域

ユネスコエコパークの地域区分の一つ。核心地域の周囲または隣接する地域で、核心地域のバッファーとしての機能を果たす。ユネスコエコパークのための実験的研究だけでなく、教育や研修、森林セラピー、エコツーリズムなど、自然の保全・持続可能な利活用への理解の増進、将来の担い手の育成等が行われている地域のこと。

■キャッシュレス決済

現金ではなく、クレジットカード、電子マネー、スマートフォンやインターネット等を使ってお金を払うこと。

■キャリアアップ

職業経験を積むこと、経歴を高めること。

■行政評価

政策や事業等の行政活動について、目的や成果、コストなどに着目してその有効性や効率性を評価し、その結果を予算などに反映させることにより、効果的かつ効率的な行政運営の継続的な改善を目指す仕組みのこと。

■グローバル化

政治、経済、文化など、様々な側面で従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

■ケアマネジメント

高齢者や障がい者、またその家族などへの情報提供や様々な相談に対応するとともに、個々のニーズを的確に把握した上で、総合的、効果的なサービス提供が継続的に受けられるようにする手法のこと。

■景観行政団体

地域における景観行政を担う主体として景観法で規定された市町村（政令指定都市、中核市、県と協議しその同意を得た市町村）及び都道府県のこと。

■経常収支比率

町の財政構造の弾力性を判断する指標のこと。「町税・地方交付税」など使途が定められていない収入が、「人件費・扶助費・公債費」など経常的に必要な経費に使われている割合を示す。数値が小さいほど町独自の施策が進めやすくなる。

■ゲートキーパー

自殺のサインに気づき、家庭や地域で見守りを行ったり、専門相談機関へつないだりする役割を担う人材のこと。

■健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく自立した生活ができる生存期間のこと。

■交流人口

通勤・通学、スポーツ、買い物、観光など様々な人々の交流によりその地を訪れた人口のこと。

■克雪住宅

雪下ろしによる負担軽減及び危険防止を図るため、屋根に融雪・落雪のための措置を講じた住宅のこと。

■国土利用計画

国土利用計画法に定められた基本理念に即し、総合的かつ計画的な国土利用を確保するための長期計画（将来構想）で、各種土地利用計画の基本となる計画のこと。

■国立社会保障・人口問題研究所

人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行う厚生労働省の政策研究機関のこと。

■個人情報保護条例

町が保有している個人の情報について具体的な取扱いのルールを定めるとともに、本人からの請求により開示や訂正などができるよう制定した条例のこと。

■コミュニティ

人々が共同体意識を持って生活を営む一定の地域やその人々の集団のこと。

■コミュニティバス

公共交通空白地の補完、高齢者や障がい者などの移動支援、公共公益施設の利便性向上などを目的に、自治体が運行するバスのこと。

■コラボレーション

異なる立場の人々による協力・連携・共同作業のこと。

■コワーキングスペース

事務所スペース、会議室、打合せスペースなどを共有しながら独立した仕事を行うことができる場所のこと。異なる職業や仕事を持った人たちが同じスペースで仕事を行うことにより、さまざまなメリットが生まれる。

さ行

■在宅福祉サービス

高齢者が自立した生活を過ごし、長年住み慣れた地域社会で引き続き生活していくことを支援するためのサービスのこと。

■サテライトオフィス

企業または団体の本拠から離れた場所に設置されたオフィスのこと。

■実質公債費比率

地方債等の償還の割合を示す指標のこと。償還の一部に措置される地方交付税相当額を除いた「公債費」と「公営企業会計・一部事務組合への公債費負担相当額」が「標準的な税収入額（標準財政規模）」に占める割合を示す。一定基準を超えると一部の地方債の発行ができなくなる。

■指定管理者制度

「公共施設」の管理・運営を、株式会社やNPO法人などさまざまな法人、その他の団体に包括的に代行させることができる制度のこと。

■シティプロモーション

物産や観光資源をはじめ地域の魅力を内外にPRすることで、地域イメージのブランド化を図り交流人口・定住人口の増加や地域活性化を目指す取り組みのこと。

■社会インフラ

社会生活の基盤となる道路や鉄道、学校などの教育施設や病院などの医療施設、あるいは上下水道等、生活に欠かすことのできないもの。

■就業支援ワーカー

すでに就業している障がい者の職場定着支援、就職希望のある障がい者の職場実習等を通じた就業支援を専門に担当する者のこと。

■集落営農組織

集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、共同で農機具を所有したり、農作業を行ったりする組織のこと。任意の組織のほか、各農家の利益増進が目的の「農事組合法人」、完全に営利目的の「株式会社」などの形態がある。

■循環型社会

限りある資源を効率よく利用し、排出された廃棄物を単に処理する社会から廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負担を与えないよう再利用、再資源化する社会。

■将来負担率

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のこと。一般会計の借入金残高、将来負担することが決まっている支出予定額と合わせ、特別会計・企業会計や一部事務組合の借入金残高のうち一般会計の負担額、さらに第三セクター等に伴う一般会計の負担予定額が対象となる。

■情報セキュリティポリシー

企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。

■食育

食に関する正しい知識の普及や情報を提供し、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の保持・増進が図れるような取り組みを行い、自らの食に関する理解を深め、食を選択する力を取得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

■新エネルギー

「新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法」において「新エネルギー利用等」として定義されたエネルギーのこと。太陽光発電や熱利用など技術的には実用段階まで達しているが、経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーのために特に必要なもの。

■信州型コミュニティスクール

学校と地域が「こんな子どもを育てたい」という願いを共有しながら、一体となって子どもを育てる持続可能な仕組みを持った地域と共にある学校のこと。

■信州型ユニバーサルツーリズム

国籍（言葉の通じない外国人）、年齢（小さなお子様やご高齢者）、ハンディ（障がいのある方・妊婦さん・ベビーカー利用）などに関わらず、気兼ねなく全ての人が楽しめるように考えられた旅行のこと。長野県ではハード整備のみでなく、県民が相互に連動し、温かい心で受け入れる対応のこと。

■森林セラピー

森林浴で得られる森林の癒しの効果を、医療やリハビリテーション、カウンセリングに利用する療法のこと。

■スクールカウンセラー

学校において、いじめや不登校、様々な悩みの相談に応じ、助言をするなど心の問題に対応するため、学校に配置される専門家のこと。

■セキュリティインシデント

情報管理やシステム運用に関して保安上の脅威となる事象のこと。ウイルス感染や不正アクセス、アカウント乗っ取り、Web サイト改ざん、情報漏えい、迷惑メール送信、サービス拒否攻撃（DoS 攻撃）などが含まれる。

■総合型地域スポーツクラブ

「誰でも」「いつでも」「どこでも」「いつまでも」いろいろなスポーツを楽しむことのできる、地域住民が主体的に運営する総合的なスポーツクラブのこと。

た行

■第1次救急医療

入院や緊急手術を伴わない医療のこと。

■第2次救急医療

手術や入院を必要とする重傷者に対する救急医療のこと。

■タイムケア事業

障がい児（者）とその家族等が求める短期間で日常的な援助の要望に対し、家族等に代わり一時的に障がい児（者）の介護等を行い、地域生活を支援する事業のこと。

■地域ブランド

他の地域と比べた優位性や魅力を効果的にアピールし、人々が良いイメージを持ち、行きたいや住みたいと思う気持ちを誘引する力を有すること。

■地域包括支援センター

高齢者が地域で生活していく上で介護だけではなく、医療や虐待防止など様々な問題に対して、総合的なマネジメントを担い、支援していく中核機関のこと。

■地域防災情報システム

地盤・地形、道路、行政機関、防災施設などに関する情報を必要に応じあらかじめデータベースとして登録し、この防災情報データベースを基礎として、災害対策に求められる各種の分析や発災後の被害情報の管理を行うシステムのこと。

■地球温暖化

二酸化炭素などの温室効果ガスの蓄積という人為的な要因が主因となって、大気や海洋など地球の気候系の平均気温が長期的に上昇すること。

■定住自立圏構想

地方から東京など大都市圏への人口流出を抑制するため総務省が推進する施策のこと。中心市と周辺市町村が協力し、地域全体で生活環境の確保に取り組む。

■テーゼ（These）

命題。定立（ていりつ）。

■テレワーク

パソコンやスマートフォンを活用し、場所や時間にとらわれず柔軟に働くこと。

■電子自治体

自治体が ICT（情報通信技術）を活用し、住民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化などを実現するための取り組みのこと。

■特定健康診査

生活習慣病の発症や重病化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目した健診のこと。

■特定保健指導

特定健診の結果、メタボリックシンドロームの該当者または予備者とされた人や生活習慣病リスクの高い人に、医師や保健師、管理栄養士などが運動習慣やバランスのとれた食生活の定着などに関する指導を行い、生活習慣の改善を図ること。

■都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。おおむね 20 年後を見通した都市の将来像と、その実現に向けた取り組みの方針を定めたもの。

な行

■認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく制度。経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、市町村が認定した農業者のこと。

■農業振興地域整備計画

優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するため、農業振興地域の整備に関する法律（通称：農振法）に基づき市町村が定める計画のこと。

■ノーマライゼーション

高齢者や障がい者などすべての人々が、家庭や地域社会で、共に生活していける社会が通常の社会であるという考え方のこと。

は行

■ハイリスクアプローチ

疾患を発症しやすい高いリスクを持った個人に絞り込んだ予防法のこと。

■バリアフリー

段差や仕切りをなくすなど高齢者や障がい者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方、もしくは具体的に取り除いた事物のこと。

■パブリックコメント制度

生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画、条例等を立案する過程で、これらの案の趣旨、内容等を町民に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続きのこと。

■ピクトグラム

誰にでも伝わりやすい単純化されたデザインの絵文字等により、情報や注意を表示した視覚記号のこと。

■ビジット・ジャパン・キャンペーン

訪日外国人旅行者の増加を目的とした、国をあげて取り組む戦略的な訪日プロモーション事業のこと。

■ビッグデータ

インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上などの ICT の進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種大容量のデータのこと。

■病院群輪番制

地域内の病院が連帯して、輪番制方式により休日や夜間における二次救急医療を実施する体制のこと。

■ブックスタート事業

赤ちゃんとその保護者に絵本を贈り、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動として平成 22 年 9 月から開始している取り組みのこと。4 か月健診に合わせて、8 種類の絵本から選んでもらった 2 冊を図書袋に入れて贈呈している。

■負のスパイラル

連鎖的に悪循環が生じること。

■ふるさと寄附金

任意の地方自治体に寄付することにより、寄付した額の一定限度額分が控除される個人住民税の制度のこと。

■フレイル

高齢者が要介護へ移行する中間の段階のこと。加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指す。

■ペルソナ設定

ターゲットとなる顧客モデルを本当に存在するかのよう仮定したマーケティング手法の 1 つ。

■ 防災マップ

洪水や土砂災害などが発生した場合に被害が想定される区域を地図に示し、避難場所や経路などの情報を記載したもののこと。

■ ポピュレーションアプローチ

疾病予防や公衆衛生の向上のために、ハイリスク群以外の人々にも働きかける普及啓発活動のこと。

ま行**■ マイナンバー制度**

「社会保障・税番号制度」のこと。複数の機関に存在する個人の情報について、同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）として導入が決定したもののこと。

■ メディアリテラシー

メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。メディア内容を視聴者や読者が無批判に受け入れるのではなく、主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力のこと。

や行**■ やまのうち男女共同参画プラン 21**

男女共同参画社会の実現を目指し、町の取り組むべき方針、方策を示すとともに、町民一人ひとりがどのように行動するべきかを示した計画のこと。

■ 山ノ内町新エネルギービジョン

町内で新エネルギーを導入・普及していくための基本的・長期的な指針のこと。

■ ユニバーサルデザイン

障がいの有無・年齢・性別に関わらず多様な人々、誰もが使いやすいように考慮されたデザインのこと。

■ ユネスコエコパーク

ユネスコ（国連教育科学文化機関）が行う「人間と生物圏（MAB：Man and the Biosphere）計画」の一事業で、「生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）」を目的としている。

■ ユネスコスクール

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の理想（ユネスコ憲章）を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校のこと。

ら行**■ ライフサイクルコスト**

製品や構造物などの調達・製造・使用・廃棄に必要な費用をトータルして考えること。

■ ラムサール条約

ラムサール条約は1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地の保存に関する条約のこと。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。

■ リーマンショック

米国の投資銀行（リーマン・ブラザーズ）が経営破綻をしたことを機に、連鎖的に世界規模の金融危機が発生した事象のこと。

■ リユース・リデュース・リサイクル

リユース（再使用）、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リサイクル（再資源化）の意味で、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための取り組みのこと。

■ レセプト

医療費の請求明細のことで、医療機関が保険者（市町村や健康保険組合など）に医療費を請求する際の明細書のこと。

■ 6次産業

第1次産業（農業）、第2次産業（加工・製造）、第3次産業（流通・販売・観光）の機能を複合させた総合産業のこと。

■ ローリング方式

長期計画の実施過程で、計画と実績の間に生じた食い違いを一定期間ごとにチェックし、実績に合わせて計画を見直し目標達成を図る方法のこと。

わ行**■ ワークライフバランス**

働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

■ ワークেশョン

「ワーク」（労働）と「バケーション」（休暇）を組み合わせた造語。リゾートなどでリモートワーク等を活用し、働きながら休暇をとる過ごし方のこと。

■ ワンストップサービス

申請者が一度の手続きで関連する作業をすべて完了することのできるサービスのこと。

第6次山ノ内町総合計画

発行日 令和3年3月
発行 山ノ内町
編集 山ノ内町 総務課 企画係
〒381-0498
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏 3352-1
TEL 0269-33-3111 FAX 0269-33-4527
メールアドレス kikaku-zaisei@town.yamanouchi.lg.jp
ホームページ <http://www.town.yamanouchi.nagano.jp/>